**シリーズ　２３７**

**高めよう！人権意識　心のかけ橋　　　問い合せ：人権・生涯学習課（電話：９２８－１００６）**

**思いやりのある社会をめざして**

**～高齢者・障がい者の権利を守る　成年後見制度～**

**このようなことはありませんか**

●**![2heart[1]]()![2heart[1]]()**最近物忘れが多く、お金の管理が難しくなった

●将来、不動産やお金の管理ができなくなったときの事が心配

●訪問販売で高額なものを買ってしまった

このような判断能力が不十分な人を保護するためにも、成年後見制度について知っておくことが大切です。

**成年後見制度とは**

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、ものごとの判断能力が十分でない人は、預

貯金や不動産などの財産を管理したり、介護・福祉サービスを利用するための手続きや契約などを結んだりすることが難しい場合があります。また自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、などの被害に遭う恐れもあります。

　このような判断能力の不十分な人を保護するために、本人の支援者や家庭裁判所が選任した

人などが後見人となり、本人に代わって財産や権利を守るのが成年後見制度です。

　成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の２種類があります。

**法定後見制度**

　すでに本人の判断能力が不十分な場合に活用できる制度です。

　判断能力の程度や事情に応じて「後見」「保佐」「補助」に分けられます。

　家庭裁判所に選任された後見人などが、本人に代わって財産や権利を守り支援します。

**任意後見制度**

　本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらう

か」をあらかじめ契約で決めておく制度です。

　手続きは、任意後見人となる人と一緒に公証役場で内容について書面（公正証書）を作成して、任意後見契約を結んでおきます。

**高齢者・障がい者の権利を守りましょう**

　高齢や障がいによる不自由さや不便さを自分の問題として考えていくことが大切です。

人権や財産を守るために成年後見制度」を活用し、住みなれた地域で安心して暮らせる社会をつくりましょう。

　本市には身近に相談できる場所として権利擁護支援センターがあります。

気になることがあれば、気軽に相談してください。

【問い合せ先】　権利擁護支援センター（福山すこやかセンター内　☎：９２８―１３５３　　 ＦＡＸ：９２８―１３３１）

【問い合せ先】　障がい福祉課　　☎：９２８―１２０８　FAX :：　９２８－１７３０

助け合い　人と人を　つなぐ糸